

契約番号：440001

消費税法及び地方税法の改正に伴う消費税率変更後の
特定健康診査及び特定保健指導に係る委託料についての覚書

本書は、健康保険組合連合会大分連合会ほか別紙委託元保険者一覧表に示す医療保険者(以下「甲」という。)と一般社団法人大分県医師会(以下「乙」という。)とは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)第3条の規定により改正された消費税法(昭和63年法律第108号)及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)第2条の規定により改正された地方税法(昭和25年法律第226号)(いずれも令和元年10月1日施行予定)に則り、平成31年4月1日付けをもって締結した平成31年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書(以下「契約書」という。)について、以下のとおり覚書を締結するものである。

契約書に基づく特定健康診査及び特定保健指導を、令和元年10月1日以降に実施した場合の委託料については、別紙の委託料内訳書の1人当たり委託料単価(消費税含む)を適用する。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年10月1日

委託者(甲)

健康保険組合連合会ほか 939 保険
者

契約代表者

健康保険組合連合会

会長 大塚 陸毅

代理人

健康保険組合連合会大分連合会

大分県大分市府内町2丁目2番1号

名店ビル2階

会長 高橋 靖英

受託者(乙)

一般社団法人大分県医師会

大分県大分市駄原 2892 番地-1

会長 近藤 稔